

令和6年10月18日

第16回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 令和6年10月18日(金)午後2時

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 23名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫	20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫
22番 阿部 哲也	24番 玉根 吉光	

5. 欠席の委員 23番 佐藤 裕一

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之			
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理	
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子	

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について
- 第7号 遊休農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 競落に係る農地法第3条第1項の許可処分について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長
会長
事務局長

ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

次長

23番 佐藤裕一委員より欠席の旨、届出がありました。

議長

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第16回総会を開催いたします。
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員を、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
6番：野崎俊幸委員、18番：柴田徳男委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長

ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

次長

【議案第1号から報告までを上程する。(125件)】

議長

合計125件、令和6年10月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議案第1号について事務局の説明を求めます。

次長

議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転18件、賃借権設定2件、計20件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番

議長1番(発言を求める。)

議長

栗原委員(発言を許可する。)

1番

整理番号1番から3番について説明いたします。整理番号1番は、譲渡人から譲受人に申請地の所有権移転を依頼したものです。譲受人は総菜店を営んでおり、お店で使う野菜等を栽培する予定です。整理番号2番は、譲受人が譲渡人に耕作を依頼されておりましたが、今回譲渡人が施設に入居するため所有権移転するものです。整理番号3番は、譲受人が借りて南高梅を栽培しており、今回所有権移転するものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号4番から3ページ6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号4番から6番について説明いたします。整理番号4番につきまして、譲渡人は申請地を何年も耕作しておらず、譲受人が自作地続きで耕作利便のため譲渡人が贈与し所有権移転するものです。整理番号5番につきまして、譲渡人が県外に移住するため、譲受人が農地と隣接している住宅、農機具などを譲渡人から購入し、JAより技術指導を受けながらきゅうり、トマト、ブルーベリーを作付けする予定です。整理番号6番につきまして、譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人が申請地を相続しましたが、農業をする意思がなく、譲受人に贈与するものです。3件とも、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号7番について説明いたします。譲渡人は自宅から申請地が遠いため耕作が難しく、譲受人が自宅付近で耕作利便のため贈与するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号8番から4ページ12番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号8番から12番について説明いたします。整理番号8番につきましては、譲受人は経営規模の拡大のため、現在耕作しているも畑に隣接している申請地を、賃借権設定するものです。整理番号9番につきましては、譲渡人が高齢で耕作が難しく、譲渡人の甥である譲受人に贈与という形で所有権移転するものです。整理番号10番につきましては、譲受人が自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。整理番号11番につきましては、譲受人は観光農園等をやっており、経営規模の拡大ということで所有権移転する案件です。整理番号12番につきましては、譲受人が自作地続きで耕作利便のため所有権移転する案件です。5件とも、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

します。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号13番から15番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 柴田委員（発言を許可する。）

18番 整理番号13番から15番について説明いたします。整理番号13番ですが、譲受人が自家消費栽培をするため所有権移転するものです。整理番号14番ですが、自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。整理番号15番ですが、譲受人は耕作している農地周辺を集約しており、申請地も自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。集約した農地はきちんと耕作しております。3件とも、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 5ページ、区域番号6番、整理番号16番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 齋藤委員（発言を許可する。）

20番 整理番号16番について説明いたします。譲受人が購入した宅地に隣接する農地を購入し、じゃがいも、なす、トマト等の自家用野菜を栽培するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号17番から20番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 整理番号17番から20番について説明いたします。整理番号17番ですが、譲受人は令和5年5月の総会で、認定新規就農者として承認されました。申請地にはパイプハウスが設置されており、農地と一緒に譲受人に渡す予定となっております。すでに譲受人はきゅうり等の栽培を開始しており問題はありません。整理番号18番ですが、譲受人は譲渡人の近隣の方で、自宅付近で耕作利便のため所有権移転するものです。整理番号19番ですが、申請地は共有名義になっているところ。譲渡人は受け継ぐ人もいないため、譲受人に贈与の形

で持分の所有権移転をする案件です。整理番号20番ですが、譲受人は外国の方です。在留期間は令和11年8月までですが、それまでに永住権を取得する予定になっております。譲渡人の指導を仰ぎながら、かぼちゃ、ももの栽培をする予定です。4件とも、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から20番までの20件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号1番について説明いたします。農地区分は第1種農地となっておりますが、近隣が宅地化しております。申請者は兼業農家のため、土日、通いながら畑を耕作するのが大変なため、今回申請地に農家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、使用貸借権設定2件、計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番 議長7番（発言を求める。）
議長 山岸委員（発言を許可する。）
7番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、譲渡人と譲受人は親子で分家住宅敷地として使用貸借権を設定するものです。整理番号2番ですが、既存施設の駐車場拡張のために隣接する申請地を所有権移転し従業員の駐車場にする予定です。2件とも、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番 議長12番（発言を求める。）
議長 菅野委員（発言を許可する。）
12番 整理番号3番について説明いたします。太陽光発電施設ですが、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長 区域番号6番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番 議長20番（発言を求める。）
議長 齋藤委員（発言を許可する。）
20番 整理番号4番、5番について説明いたします。整理番号4番は、保安全管理している田んぼを畑として利用するため暗渠を埋設するための一時転用です。整理番号5番は、譲受人が使用している土地の道路の間にある申請地を所有権移転し露天駐車場を作るものです。どちらの案件も周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長 8ページ、区域番号7番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番 議長22番（発言を求める。）
議長 阿部委員（発言を許可する。）
22番 整理番号6番、7番について説明いたします。整理番号6番ですが、現在申請地の一部で耕

作しておりますが、譲渡人が高齢で耕作の継続が難いため、所有権移転し太陽光パネルを設置するものです。整理番号7番ですが、譲渡人は申請地を相続しましたが、高齢のため耕作できず、所有権移転し太陽光パネルを設置するものです。どちらも周辺農地に影響もなく、区域協議会で問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の9ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号1番について説明いたします。願出人は相続しましたが、遠方在住のため耕作できず9月27日に事務局、農業委員、推進委員で現地確認し山林化していると判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号2番から10ページ8番までの7件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号2番から8番について説明いたします。9月19日、事務局、農業委員、推進委員で現地確認を行いました。獣害が多く耕作放棄されている状況で、7件すべて山林化しており改めて畑に戻すのは困難と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の11ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。一般分の利用権設定が12件、30,788㎡、所有権移転が2件、3,819㎡で、農業経営基盤強化促進法に基づく各要件を満たしているものと考えます。

まずは一般分の利用権設定です。12ページ、区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求め。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号1番から4番について説明いたします。整理番号1番、2番の借受人は、地域で意欲的に農業をしており、権利を設定する農地を借りて、ねぎ、花木を栽培する予定です。整理番号3番ですが、借受人の農地の隣に利用していない農地があり、借りてりんごを栽培する予定です。整理番号4番ですが、借受人は育成牛を育てている方で、牧草地を借りさらに育成牛を育ててく予定です。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求め。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号5番について説明いたします。借受人は親の代から利用権を設定する農地を借りており、今回正式に申請したものです。きちんと作付けされており、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号6番から9番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求め。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号6番から9番について説明いたします。4件すべて再設定で、現地確認を行いすべてきちんと耕作されていました。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議をお願い

議長 します。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 〔「異議なし」の声〕
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 次長 区域番号5番、整理番号10番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 18番 議長18番（発言を求める。）
 議長 柴田委員（発言を許可する。）
 18番 整理番号10番について説明いたします。再設定で、現地確認を行いきちんと管理されており、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 〔「異議なし」の声〕
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 次長 区域番号7番、整理番号11番及び12番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 22番 議長22番（発言を求める。）
 議長 阿部委員（発言を許可する。）
 22番 整理番号11番、12番について説明いたします。整理番号11番ですが、貸付人は知り合いを通じて借受人に水稻の耕作をお願いしたものです。整理番号12番ですが、再設定で、借受人は現在一生懸命耕作しております。2件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 〔「異議なし」の声〕
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 次長 次に14ページ、一般分の所有権移転です。区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 1番 議長1番（発言を求める。）
 議長 栗原委員（発言を許可する。）
 1番 整理番号1番について説明いたします。譲受人は以前から田んぼを借りて作付けをしておりましたが、今回所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 〔「異議なし」の声〕
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 次長 区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号2番について説明いたします。譲渡人は今後農業を辞めるということで、譲受人が買い取り栽培をしていくというものです。譲受人は広く農業をしている方なので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の15ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

16ページ、区域番号4番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号1番から3番について説明いたします。整理番号1番につきましては、貸付人が病気で耕作できないため、借受人が小菊栽培をする新規の案件です。整理番号2番につきましては、貸付人、借受人は親子の関係ですが使用貸借権の設定です。整理番号3番につきましては、JAからの移行で、借受人はきちんと畑の管理、耕作をしていると確認しました。3件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の17ページをご覧ください。議案第7号 遊休農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。福島市長の依頼に基づき、区域担当委員と共に現地確認調査を実施した結果、「1号遊休農地」と判断されました。

区域番号3番、整理番号1番から5番までの5件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号1番から5番について説明いたします。9月12日に現地確認を行い、草が背丈ぐらいいび荒廃しており、1号遊休農地と区域協議会では判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

次長 議案書18ページ、報告第1号から31ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。なお、25ページ、報告第4号 競落に係る農地法第3条第1項の許可処分につきましては、8月の総会で審議をいただきました農地の競売に参加するための買受適格証明により、競売の落札者となった方から農地法第3条第1項の許可申請があり、申請内容が審査時と同様であったため許可処分を行ったことを報告するものです。また、26ページ、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、28ページの整理番号12番及び13番につきましては、9月の区域協議会で経過を説明しておりましたが、解約手続きが終了したので報告いたします。以上です。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。

会長代理 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。

これで、第16回総会を終了いたします。

(午後2時55分)

令和6年10月18日

これは、福島市農業委員会第16回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人6番 野崎 俊幸

議事録署名人18番 柴田 徳男